

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月25日

【届出者の氏名又は名称】 / 1 アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド
(Aslead Strategic Value Fund)

【届出者の住所又は所在地】 ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-9008、ジョージ・タウン、190 エルジン・アベニュー
(190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【代理人の氏名又は名称】 三浦法律事務所
弁護士 三浦 亮太

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階

【電話番号】 03 - 6270 - 3500 (代表)

【事務連絡者氏名】 弁護士 峯岸 健太郎 / 弁護士 柴田 久 / 弁護士 大草 康平

[届出者の氏名又は名称] / 2 アスリード・グロース・インパクト・ファンド
(Aslead Growth Impact Fund)

[届出者の住所又は所在地] ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-9008、ジョージ・タウン、190 エルジン・アベニュー
(190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)

[最寄りの連絡場所] 該当事項はありません。

[電話番号] 該当事項はありません。

[事務連絡者氏名] 該当事項はありません。

[代理人の氏名又は名称] 三浦法律事務所
弁護士 三浦 亮太

[代理人の住所又は所在地] 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階

[最寄りの連絡場所] 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階

[電話番号] 03 - 6270 - 3500 (代表)

[事務連絡者氏名] 弁護士 峯岸 健太郎 / 弁護士 柴田 久 / 弁護士 大草 康平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、Aslead Strategic Value Fund及びAslead Growth Impact Fundを総称して、又は個別にいいます。また、これらの者を総称して「公開買付者ら」ということがあります。

(注2) 本書中の「対象者」とは、富士興産株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年4月28日付で関東財務局長へ提出した本公開買付けに係る公開買付届出書（2021年5月31日、同年6月14日、及び同年6月24日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、2021年6月24日に開催された対象者第91期定時株主総会において、買収防衛策に係る議案（第3号議案及び第4号議案）が可決されたこと、対象者が2021年6月24日に第91期（自2020年4月1日至2021年3月31日）に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針
本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

公開買付者のうち、Aslead Strategic Value Fundは、上述のとおり2021年6月11日付で本仮処分申立てを行っていたところ、その後、同年6月23日付で東京地方裁判所にて、本仮処分申立てに対して差止めを認めない旨の決定（以下「6月23日付決定」といいます。）がなされたことに伴い、同年6月23日付でAslead Strategic Value Fundは、6月23日付決定に対して即時抗告の申立て（以下「本即時抗告申立て」といいます。）を行いました。2021年6月24日時点においても本撤回方針に変更は無く、今後、本新株予約権の無償割当てが、本仮処分手続き（本即時抗告申立てを含みます。）により公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者が判断した場合（注9）、又は、本即時抗告申立て及び関連する保全抗告、許可抗告又は特別抗告が裁判所に却下された場合には、本撤回方針の充足条件のうち「本新株予約権の無償割当てが、()本仮処分手続きにより公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者が判断した場合（注9）、又は、()本仮処分手続きにより差止めができなかった場合（注10）」を満たすこととなりますので、本撤回方針の充足条件のうち「本定時株主総会において本件買収防衛策議案が可決された場合」も合わせて充足された場合には、本公開買付けを撤回する予定です。

(訂正後)

(前略)

公開買付者のうち、Aslead Strategic Value Fundは、上述のとおり2021年6月11日付で本仮処分申立てを行っていたところ、その後、同年6月23日付で東京地方裁判所にて、本仮処分申立てに対して差止めを認めない旨の決定（以下「6月23日付決定」といいます。）がなされたことに伴い、同年6月23日付でAslead Strategic Value Fundは、6月23日付決定に対して即時抗告の申立て（以下「本即時抗告申立て」といいます。）を行いました。2021年6月24日時点においても本撤回方針に変更は無く、今後、本新株予約権の無償割当てが、本仮処分手続き（本即時抗告申立てを含みます。）により公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者が判断した場合（注9）、又は、本即時抗告申立て及び関連する保全抗告、許可抗告又は特別抗告が裁判所に却下された場合には、本撤回方針の充足条件のうち「本新株予約権の無償割当てが、()本仮処分手続きにより公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者が判断した場合（注9）、又は、()本仮処分手続きにより差止めができなかった場合（注10）」を満たすこととなりますので、本撤回方針の充足条件のうち「本定時株主総会において本件買収防衛策議案が可決された場合」も合わせて充足された場合には、本公開買付けを撤回する予定でした。

その後、2021年6月24日に開催された本定時株主総会において、本件買収防衛策議案が可決されたことから、本撤回方針の充足条件のうち「本定時株主総会において本件買収防衛策議案が可決された場合」は満たされることとなりました。

なお、公開買付者のうち、Aslead Strategic Value Fundは、上述のとおり2021年6月23日付で本即時抗告申立てを行っておりますが、今後、本新株予約権の無償割当てが、本仮処分手続き（本即時抗告申立てを含みます。）により公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者が判断した場合（注9）、又は、本即時抗告申立て及び関連する保全抗告、許可抗告又は特別抗告が裁判所に却下された場合には、本撤回方針の充足条件のうち「本新株予約権の無償割当てが、()本仮処分手続きにより公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者が判断した場合（注9）、又は、()本仮処分手続きにより差止めができなかった場合（注10）」も満たされることとなりますので、公開買付者は、本公開買付けを撤回する予定です。

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第89期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
2019年6月27日 関東財務局長に提出
事業年度 第90期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
2020年6月26日 関東財務局長に提出
事業年度 第91期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
2021年6月24日 関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 第89期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
2019年6月27日 関東財務局長に提出
事業年度 第90期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
2020年6月26日 関東財務局長に提出
事業年度 第91期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
2021年6月24日 関東財務局長に提出

公開買付届出書の添付書類

対象者は、2021年6月24日に第91期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。